

経税部
だより

税務調査の受け方を考える

税理士 疋田 英司

税務調査は法律で定められた基準に従い進められるものである。したがって調査内容は誰でも均質であるはず。しかし、現実には調査官の経験や能力、人格、地位に加え、調査時期によっても隔たりがある。加えて、調査対象の納税者の職業や、税務署内外の個人情報も勘案して調査手順を考えるので個性が出る。

調査を受ける側は、悪いことをしていないくても、「調査される」ということに不安がつきまとう。悪いことをしていないから何を見られても大丈夫と思われ方もいる。それは間違いない。しかし、時として調査官は一方的な見解を押し付けてくる場合がある。不本意な指摘にどうすれば良いのか不安が募るものだ。税務調査を受ける場合のアドバイスを紙面の範囲で紹介する。

調査官を知る

調査官の経歴は税務職員の人事記録が販売されており、経験年数に加え税務調査経験の有無などもわかる。ただ、調査経験が少ないから調査ができないうえではない。経験がないと上司の指示通りの調査をするだけで臨機応変な対応ができず、相手の事情に配慮できないことも多い。

査察部や資料調査課など特別な調査担当部署などで特別な調査手法を指導されてきた調査官は総じて荒っぽい。ハナから納税者を犯罪者扱いして居丈高で臨むものだ。さらには出世街道の先頭に立ち上がっている者は成果

納税者の協力にあることを覚えておいてほしい。

調査のタイミングを知る

調査時期も影響がある。これは税務署の業務サイクルの影響が大きい。税務署の定期異動は7月。人事考査はその3カ月前の4月。成績を判断する主な期間は、定期異動後の上期といわれる7月から12月まで。その期間の勤務成績が、翌年の人事に影響が出る。だから、この期間の調査は税務職員も張り切っている。

定期異動前の4月から6月は人事考査後なので、よほどのことがなければ成績に影響しない。このため消化試合と割りきる職員も多い。これは調査官に限ったことではない。税務署が握るようになり、調査の主導権を奪い取る。法律で定められた手順を逸脱することは違法調査に他ならない。納税者の理解と協力の下で行われる点からも、税務調査の主導権は法律の手順と

調査パターンを知る

一番強いと感じる調査パターンは緻密に精査するタイプ。問題点を的確に判断し、取引内容を念入りに聞き取りして原始資料の提示を求める。記憶にないことは記憶にないといえはよいのだが、前後関係から矛盾点を見出し、税務判断に

調査官はAIで分析されたポイントを経て調査する。AIが抽出したポイントに基づき調査されるのだが、ポイントがずれていると判断すると調査の切り上げも早い。いまだに出会うことがあるのは高圧的な態度で納税者を威嚇するタイプ。「早く終わってほしい」という気持ちにして

調査経過を確実に記録する

税務調査は「必要がある場合」に権限を使用することがある。中には自分が必要と感じたこと何でも聞けると思い、税金計算に関係のないプライベートなことや事務室内の引き出し、ロッカー、パソコンを調べさせるよう求めることもある。税金計算には関係ないとしても、関係するかもしれないが私が判断すると述べ、きわめて高圧的な態度をする。

とここで税務調査の開始手続きである事前通知事項に調査の目的を述べよう定められている。その際、税務署は「申告内容の確認」と説明する。つまり申告書作成の基礎資料を調べれば目的は達するのだ。問題点を

の場合、カルテを見せるよう求める調査官がいる。税務職員には患者のプライバシーを他人に開示することは刑事罰の対象であることを知らない者も多い。税務職員は、私には守秘義務があるから大丈夫というが、それは刑法違反をしても内緒にすると、犯罪をそそのかす行為に他ならない。税務職員がカルテを見たい理由は、診察の終了時期など税金計算上の時期判断等、税務判断に必要な基準を知りたい場合もある。このような場合、質問に対する論点を整理して別の方法で丁寧に説明すればよい。

調査の際に意見が食い違う場合は論点整理をする

論点整理とは、異なる税務判断があった場合に主張の違いを明らかにする行為である。調査の過程で把握した事実に対する税務判断が異なることとなった場合、どのように回答したか記録を残す事が大事である。手間がかかっても励行してほしい。調査官が論点整理できなければ調査の必要がないので中止を求められない。具体的な論点が明確にならなくても調査官の指摘は理解できる点もあるし、明らかに誤りである。明らかな誤りである。その際にも指摘事項の記録も忘れないようにしたい。

毅然たる態度を忘れない

国税通則法に調査権限とは犯罪捜査目的ではないと明記している。国税庁長官通達には適正申告を指導するのが目的と訓示している。この立場に

第41回 保険医まつり

詳しくは、HPをチェック!
保険医まつり 検索

2018年 10月27日(土) 28日(日)

12:00-19:00 10:00-17:00

マイドームおおさか (大阪市中央区本町橋2-5)

きて、みて、さわって!

平成の大特売会

日々の診療で使える各種機器、材料などを特別価格でご提供!

41年目の新発見!

平成の最後

ミニ四駆 競技大会

ミニ四駆の販売と組み立てコーナーを設置。タイムアタック形式でのレースを行います。お気軽にお立ち寄りください。

参加無料

ミニ四駆 持込OK

ホームページよりお申し込みいただけます

ワークショップ

- 鉢庭づくりワークショップ (参加費・2500円)
- 大人気のハーバリウムワークショップ (参加費・2500円)
- 大人も子どもも楽しめるカンナ削り体験(無料)
- ペットボトルソーラーカー工作教室 (材料費・指導料1500円)
- 手編み風車(200円)、プラ風車(100円)

南九州物産展

熊本県・宮崎県・鹿児島県のおいしい物産展!

28日はくまモンが来るよ!

ダンスサークル「MAGNET」

ショータイムステージ

サイエンスショー「フコボさん」

他にも

- お楽しみ! 大抽選会
- ピンゴ大会
- お酒コーナー
- 秋の住まいと医院の相談会
- グルメ小町
- 産直野菜コーナー

などなどイベント盛りだくさん!

お問い合わせ 大阪府保険医協同組合
TEL 06-6568-2741 FAX 0120-02-9381

※プログラムは変更する可能性があります。